



(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 5 月 18 日

静岡市長 難波 喬司 殿

提出者

住 所 静岡県静岡市葵区幸庵新田110番地
 氏 名 株式会社 内牧コンクリート工業所
 代表取締役 興津 浩隆
 電話番号 (054) 296-0825

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 内牧コンクリート工業所
事業場の所在地	静岡市 葵区 幸庵新田 110番地
計画期間	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	生コンクリート製造業 【2122】
② 事業の規模	3億円
③ 従業員数	14人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

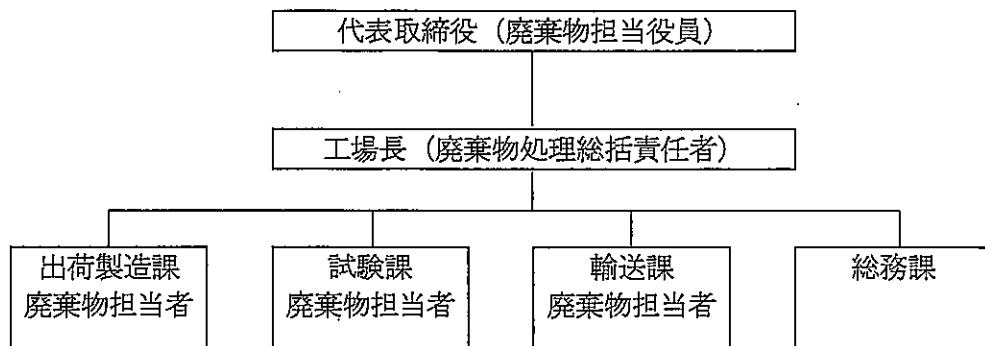
(日本工業規格 A列4番)

環境局
5.5.19付
廃棄物対策課
第 号

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類 金属くず・木くず・紙くず
② 計画	排 出 量	3,676 t	4 t
	(これまでに実施した取組) ・戻りコンクリートの抑制 ・コンクリートブロックの製作		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類 金属くず・木くず・紙くず
② 計画	排 出 量	3,500 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・製造量の減少にともない戻りコンクリートの減少 ・戻りコンクリートの発生の抑制 ・コンクリートブロックの製作		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、工場残コン置場に置く。又は直接中間処分場に持ち込み、貯蔵施設に置く
② 計画	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、工場残コン置場に置く。又は直接中間処分場に持ち込み、貯蔵施設に置く。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
① 現状		産業廃棄物の種類 ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	廃プラスチック類 金属くず・木くず・紙くず	
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量		520 t	0 t	
(これまでに実施した取組) ・コンクリートブロック製作				
② 計画		【目標】		
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	廃プラスチック類 金属くず・木くず・紙くず	
600 t		0 t		
(今後実施する予定の取組) ・コンクリートブロック製作				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
① 現状		産業廃棄物の種類 ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	廃プラスチック類 金属くず・木くず・紙くず	
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量		— t	— t	
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量		— t	— t	
(これまでに実施した取組) —				
② 計画		【目標】		
自ら熱回収を行いう 産業廃棄物の量		ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	廃プラスチック類 金属くず・木くず・紙くず	
— t		— t	— t	
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		— t	— t	
(今後実施する予定の取組) —				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類 金属くず・木くず・紙くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類 金属くず・木くず・紙くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類 金属くず・木くず・紙くず
	全処理委託量	3, 156 t	4 t
	優良認定処理業者への処理委託量	3, 156 t	4 t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
(これまでに実施した取組) 収集運搬業者及び処分業者の事前調査ならびに、契約書の取り交わし 委託先処分場の実地確認チェックを行う。			

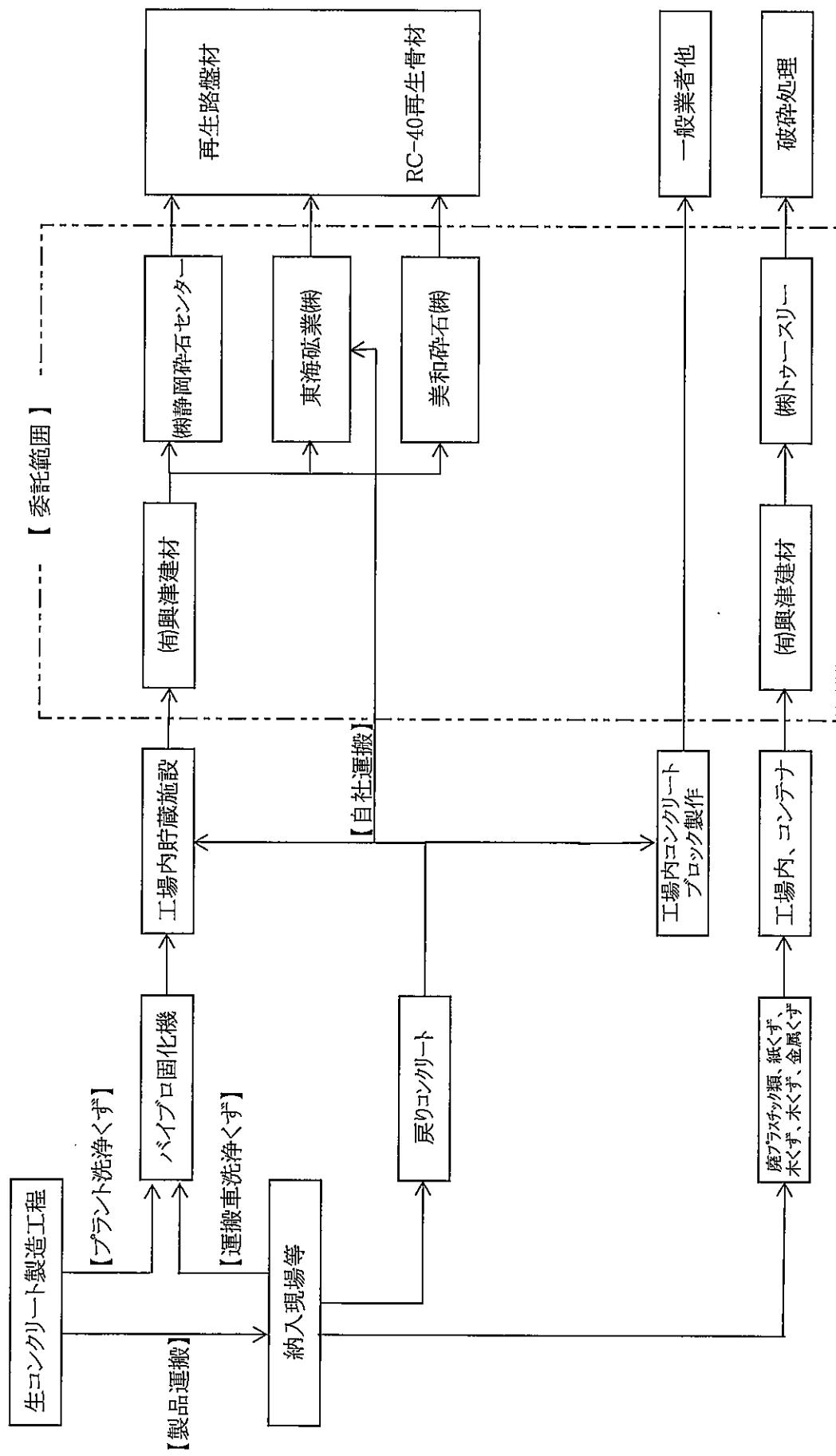
【目標】		
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類 金属くず・木くず・紙くず
全処理委託量	3,000 t	2 t
優良認定処理業者への処理委託量	3,000 t	2 t
再生利用業者への処理委託量	— t	— t
認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>定期的に収集運搬業者及び処分業者の事前調査ならびに、契約書の更新手続き</p> <p>委託処分場の現地実施確認チェックを年1回行う。</p>		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理工程

発生源 廃棄物 貯蔵 収集運搬 中間処分 再生利用



株式会社内牧コンクリート工業所